

新型コロナウイルス感染症対策 夏の予防と各種支援

本市でも新型コロナウイルス感染症のクラスター(感染者集団)が発生しました。改めて、感染症予防のポイントを実践し、感染拡大を防ぎましょう。また、主な各種支援の問い合わせ先をご紹介します。

「新しい生活様式」で感染症予防

- 帰宅時など、30秒程度かけてせっけんで手を洗う
- 症状がなくてもマスクを着用
- 会話や食事をするとき、できるだけ対面を避ける
- 発熱または風邪の症状があるときは、学校や仕事を休み、外出を控える

- 公共交通機関の利用は、混んでいる時間帯を避ける
- 3つの「密」を避けて外出

①換気の悪い密閉空間

②多数が集まる密集場所

③互いに手が届く場所で会話などをする密接場面



しっかり手を洗う



対面を避ける

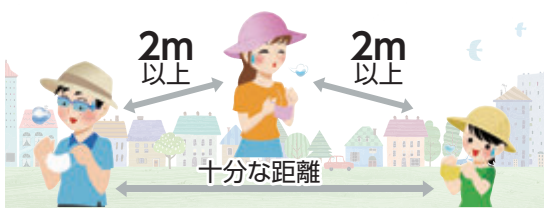


混んでいる時間帯を避ける

熱中症に注意

マスク着用により、熱中症のリスクが高くなります。感染症予防とあわせて、熱中症に気を付けましょう。

- 屋外で十分な距離(2m以上)を取れるときは、マスクを必要に応じで外す
- 喉が渇く前に小まめに水分補給
- 激しい運動や暑さを避ける
- エアコン使用中も、窓とドアなど2カ所以上開けて、小まめに換気
- 体力づくりや日頃からの体調管理



■次の症状がある人はすぐに帰国者・接触者相談センターへ

- ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱などいずれかの強い症状がある人
- ② 比較的軽い風邪の症状がある、高齢などで重症化しやすい人
- ③ 比較的軽い風邪の症状が続く、①②以外の人

※これらに該当しなくても相談できます

◇受付時間：8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※右記以外の時間は、**鹿児島市役所代表 ☎24・1111**へ

◇相談センターから勧められた医療機関を受診してください

※複数の医療機関の受診は控えてください

相談先	連絡先
北部保健センター	☎244-5693 FAX244-5698
東部保健センター	☎216-1311 FAX216-1308
西部保健センター	☎252-8522 FAX252-8541
中央保健センター	☎258-2370 FAX258-2392
南部保健センター	☎268-2315 FAX268-2928
保健予防課	☎216-1517 FAX803-7026
吉田保健福祉課	☎294-1215 FAX294-3352
桜島保健福祉課	☎293-2360 FAX293-3744
松元保健福祉課	☎278-5417 FAX278-4097
郡山保健福祉課	☎298-2114 FAX298-2916
喜入保健福祉課	☎345-3434 FAX345-2600

【保健予防課 ☎803・7023 FAX803・7026】

闘うのはウイルス人ではありません

新型コロナウイルスの感染者や医療従事者、感染者が確認された事業者・その家族などへ、不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの心無い書き込みが発生しています。

新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染リスクがあります。人権侵害につながるのではないよう、公的機関の発信する正確な情報に基づいた冷静な行動をしてください。

■不当な差別や偏見に関する相談先

みんなの人権110番 ☎0570・003・110

(全国共通人権相談ダイヤル)



相談先一覧

特別定額給付金(1人10万円)の申請はお早めに

申請期限は8月31日までです。郵送か特設会場(本庁西別館1階)・各支所で手続きをお願いします。申請書が届いていない人、申請後2週間過ぎて振り込みの確認ができない人は給付金コールセンターへ

問い合わせ 給付金コールセンター ☎808・2680 FAX216・1207

給付金を装った「うそ電話詐欺」などのご相談は、市消費生活センター ☎808・7500や最寄りの警察署、警察相談専用電話 ☎9110へ

緊急小口資金、総合支援資金(生活支援費)

収入が減少した世帯などを対象とした貸し付けの相談・申請を受け付けます。

問い合わせ 市社会福祉協議会相談予約専用ダイヤル ☎210・7105

ひとり親世帯への臨時特別給付金

新規

子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の人に給付金を支給します。

対象 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人(申請不要)

②公的年金の給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人(申請が必要)

③新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人(申請が必要)

詳しくはこども福祉課 ☎216・1260 FAX216・1284へ

申し込み

事業継続支援金(全業種対象)

拡充

事業継続に困っている市内で事業を営む中小企業者などに、新たに6～8月を対象月として支援金(上限50万円)を給付します。

問い合わせ 事業継続支援金・休業協力支援金専用ダイヤル ☎803・8670

FAX216・1303

休業協力支援金

新規

県の要請に応じ、休業に協力した市内に店舗をもつ中小企業者や個人事業主に本市独自の支援金を給付します。

問い合わせ 事業継続支援金・休業協力支援金専用ダイヤル ☎803・8670

FAX216・1303

コロナに負けない商店街づくり応援事業

新規

商店街・通り会や同業者団体などに、感染症対策の取り組みの広報PR経費を補助します。

問い合わせ 産業支援課 ☎216・1322 FAX216・1303